

会 議 案 第 号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和7年 月 日

大 津 市 議 会 議 長
幸 光 正 嗣 様

提 出 者

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(常任委員会の名称等) 第2条 一略一 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 一略一 (2) 教育厚生常任委員会 10人 ア <u>福祉部</u> の所管に属する事項 イ <u>健康保険部</u> の所管に属する事項 ウ 一略一 (3)~(5) 一略一 3及び4 一略一	(常任委員会の名称等) 第2条 一略一 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 一略一 (2) 教育厚生常任委員会 10人 ア <u>健康福祉部</u> の所管に属する事項 イ <u>こども未来部</u> の所管に属する事項 ウ 一略一 (3)~(5) 一略一 3及び4 一略一

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

令和7年4月1日付けで福祉部及び健康保険部の分掌する事務を再編し、健康福祉部及びこども未来部に分掌させる機構改革が実施されることに伴い、所要の改正を行うもの

会 議 案 第 号

大津市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第7条の規定により、次のとおり提出します。

令和7年 月 日

大 津 市 議 会 議 長
幸 光 正 嗣 様

提 出 者

大津市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

大津市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>大津市議会議員政治倫理条例</p> <p>大津市議会が目指している市民に開かれた議会づくりは、議員と市民の揺るぎない相互の信頼関係があつて初めて実現できるものである。</p> <p>そのためには、議員は市民の代表であることを自覚し、<u>市民の負託に応え得る強い使命感と自ら考える明確な政治倫理基準に基づき</u>、公明正大な市政の維持及び発展に努めるとともに、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。</p> <p>ここに、議員と市民との信頼関係の確立に向けこの条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、大津市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の代表者として、また市民全体の奉仕者として、議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理に関する基本となる事項について定める<u>とともに</u>、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（審査の請求）</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>前項</u>の規定による審査の請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以</p>	<p>大津市議会議員政治倫理条例</p> <p>大津市議会が目指している市民に開かれた議会づくりは、議員と市民の揺るぎない相互の信頼関係があつて初めて実現できるものである。</p> <p>そのためには、議員は市民の代表であることを自覚し、<u>強い使命感を持ち、政治倫理を遵守し</u>、公明正大な市政の維持及び発展に努めるとともに、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。</p> <p>ここに、議員と市民との信頼関係の確立に向けこの条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、大津市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の代表者として、また市民全体の奉仕者として、議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理に関する基本となる事項について定める<u>ことにより</u>、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（審査の請求）</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>第1項</u>の規定による審査の請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年</p>

内に行われなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。

(審査会の設置等)

第5条 一略一

2 一略一

3 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに前条の規定により審査の請求を行った者(以下「審査請求者」という。)及び審査の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

4～11 一略一

(審査会の運営)

第6条 一略一

2及び3 一略一

4 審査会は、第3条の規定に違反する行為があったと認められる審査対象議員について、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告、文書による警告又は議会への出席停止のいずれかの措置を講ずるよう求める旨の決定をしようとするときは、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とするものとする。

5～12 一略一

以内に行われなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。

(審査会の設置等)

第5条 一略一

2 一略一

3 議長は、第1項の規定により審査会を設置したときは、速やかに前条の規定により審査の請求を行った者(以下「審査請求者」という。)及び審査の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

4～11 一略一

(審査会の運営)

第6条 一略一

2及び3 一略一

4 審査会は、第3条の規定に違反する行為があったと認められる審査対象議員について、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告、文書による警告又は一定期間の出席自粛の勧告のいずれかの措置を講ずるよう求める旨の決定をしようとするときは、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とするものとする。

5～12 一略一

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

政策検討会議における議論の結果を踏まえ、必要な規定の整備を行うもの